

日中の寒さは緩んできたようですが、まだ春は路上の露店が姿を消して、でも、夜間宿所の列は変わらず

年末年始の臨時宿泊所利用者の内三割は新しい利用者だったと

釜ヶ崎の街の中も、徐々に様変わりして、路上の露店が姿を見せなくなっています。その影響で、2、3日は市更相が混んでいたという話を聞きました。

見に行ったわけではありませんので、確かにそうだったとは言いきれませんが、露店をしていた人から聞いた話ですから、露店での稼ぎの見込みが無くなっ

て、「しょうがない、生活保護へいこうか」と考えて行動した人も結構いたのは間違いないようです。

それと比較するのも意味ある事かどうかよく判りませんが、夜間宿所の列は、このところ、変化が見えま

せん。もう少し短くなってもいいと思うのですが、1日当たり420人前後で固定しているような感じがあ

ります。1日当たり300人台で固定と言う感じになれば、センターから遠い三角公園の夜間宿所を閉鎖して、近くの夜間宿所だけにすることができのですが…。

それぞれに都合があつてのことですから、ハタからあまり口出すことではありませんが、後100人生活保護へ移行すれば、わざわざ遠くの三角公園の宿所まで行かなくてすみます。

夜間宿所の列が目に見えて減らないのは、列に並ぶ人が新しく増えるからだということもあります。

年末年始の臨時宿泊所利用者の内3割は、これまで利用したことが無かった人だったということです。利用者の総数は500人台でしたから150人程度が新しい人だったということになります。

今の夜間宿所の列が420人程度ですから、越年臨時泊利用者がすべて夜間宿所に泊まるようになったわけではないといえますが、何人かあるいは何十人かは新しく加わったと考えることもできます。夜間宿所は長期に利用する施設ではありません。長くても、1、2ヶ月利用して、次のメドが立たなければ、生活保護の活用を！

しこうそう かま さき ちいき ふくし そうだんまどぐち
市更相は釜ヶ崎（あいりん地域）の福祉相談窓口です。

やかんしゆくしりょう ただ りょう しゅうへん こうえん のじゆく かりご やせいかつ せいかつ
夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

しりつこうせいそうだんしよ しこうそう かま さき ちいき ない かんしゆくりょうしや やかんしゆくしりょうしや ちくない のじゆく
市立更生相談所（市更相）は、釜ヶ崎（あいりん地域）内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

やくしよ かんかつ なわぼ しこうそう まどぐち てんのうじ こうえん ね てんのうじく やくしよ そうだん
役所は管轄（縄張り）にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

さいてい そうだん い まえ ぼん やかんしゆくしよ しゅうへん さんおう たいし しこうそうしゅうへん ねと
最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

おおさか しりつこうせいそうだんしよ
大阪市立更生相談所にできること

1) 医療相談

からだ ちょうし わる ひと いしゃ しょうかい たいがい いりょう がんか しか びょうき
体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。入院の場合は、生活保護の医療保護（入院保護）とすることとなります。

2) 施設相談

2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。
さいきん りょうしや すく ことわ すく いりょう じゅしん あと いりょう そうだんしつ そう
最近利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。市更相に持っていきましょう。
しこうそう せいかつ しょうかいじょう も さんとくりょう うけつけ い せいかつ ほ ご ほうがい えんじよ
市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援助といえます。

2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善したい人は、長期の寮（生活保護施設）への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談

じゅうきよ ひと か せいかつ ほ ご なか きょたくほ ご しんせい
住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。
ばあい いりょうそうだん しせつ そうだん きょたくほ ご そうだん しょくいん つた ひつよう
この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。
おおさかし せいかついこうしえん じぎょう じゅうきよ ひと じゅうきよ さが あいだ せいかつ ひ しきゅう
大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

ちゅうき しききん ちんたいじゅうたく はい ひと にゅうきよ ひ けいやくしよ も たんとう く
注記：敷金のいらない賃貸住宅（マンション・アパート）に入る人は、入居したその日に、契約書を持って、担当の区役所へ行くこととなります。